

報告第5号 専決処分の報告について
(施設管理瑕疵による物損事故に伴う損害賠償の額を定めることについて)

- 1 事故発生日時 令和6年2月22日(木) 午前9時頃
- 2 事故発生場所 亀山市御幸町地内
- 3 相手方 氏 名 XXXXXXXXXX
損害の程度 車両のエンジンカバー及びマフラーが破損
- 4 事故の状況等 車両で市道御幸2号線上の図書館駐車場の前を通過する際に、図書館駐車場の乗り入れ部分にあるL型側溝の蓋の鉄板に乗り、鉄板が車両の底面に接触した。これにより、車両のエンジンカバー及びマフラーが破損したものである。
- 6 経 過 9時3分頃に相手方から図書館へ入電。鉄板が挟まって動かない旨の連絡を受ける。教育委員会事務局図書館職員(主査)が現着。怪我等はされていない様子を確認。鉄板がマフラーにあたっているのを確認。写真を撮ったうえで、相手方の許可を受けて鉄板を引き抜き、フェンス横に置く。車両は動くのには問題が無いため、契約している駐車場に移動される。今後のことなどについて、連絡を図書館にいただくこととし、そのまま出勤される。
- 7 市側損害額 0円
- 8 相手方損害額 62,104円(車両修繕費用)
- 9 過失割合 市側100% 相手方0%
- 10 市賠償額 62,104円
(全国市長会市民総合賠償補償保険から全額補填)
- 11 和 解 相手方と交渉した結果、62,104円の損害賠償を支払うことで和解することとなった。
- 12 支払手続 市加入の全国市長会市民総合賠償補償保険から相手方指定口座に直接支払う。